

コミュニティハウス等集会施設の整備等について

美作市役所 市民生活部 市民課

美作市では、各地区のコミュニティハウス等集会施設の新築、補修等に対する補助事業を実施しています。

この度、令和8年度の事業予算を確保するため、新築、補修、解体、敷地等除却改修事業に対する補助金の要望を調査いたします。また、近年の物価高騰等による限度額等の見直しを行っております。(P4参照)

新築、補修、解体、敷地等除却改修を予定されている地区は、下記の事業概要をご確認のうえ関係書類の提出をお願いいたします。

要 望 対 象 事 業

- ①新築事業：コミュニティハウス等集会施設を新築する事業
- ②改修事業：コミュニティハウス等集会施設を修繕する事業
- ③解体事業：コミュニティハウス等集会施設を解体する事業
- ④敷地等除却改修事業：コミュニティハウス等集会施設の敷地及び当該敷地内の工作物の改修、撤去を行う事業

※①新築事業について、公共事業による移転新築の場合は事前にご相談ください。

①新築事業

(1) 事業の種類

新築事業は原則、当該施設が老朽化等の事情により、利用するうえで、不便、危険性を伴い、真に整備が必要であると認められる施設が対象となります。

新築事業は、①補助事業で行う方法と、②負担金事業で行う方法の2種類あります。

①補助事業で行う場合

地元が事業主体となり、地元（市内）業者と調整のうえ建物の設計、本体工事とその施工管理を行い、対象事業費の3分の2の補助金を市から受ける方法となります。ただし、申請団体は、認可地縁団体でなければなりません。

②負担金事業で行う場合

美作市が事業主体となり、地元との調整のうえ建物の設計図書を作成し、本体工事とその施工監理を行い、地元は対象事業費の3分の1の負担金を市に支払う方法となります。

(2) 集会施設の床面積の基準

集会施設の床面積は、対象施設を利用する地区住民の世帯数により4つの規模に区分されます。

施設利用世帯数	延床面積
20戸以下	70㎡以内
20戸を超え50戸以下	100㎡以内
50戸を超え100戸以下	150㎡以内
100戸を超える場合	200㎡以内

(3) 対象外経費

整備に係る事業費には、次の費用は含まれません。(整備する建築物のみが対象です)

- ◆整備用地取得費
- ◆整備用地造成費
- ◆外構工事費
- ◆既存施設の取り壊し費用

※取り壊しについては③解体事業をご活用ください。

(4) 補助率及び地元負担

①補助事業の場合

補助事業で行う場合の補助基準額及び補助率については、補助基準額は220,000円/㎡、補助率は補助対象事業費の3分の2となります。

※ただし、補助事業で行う場合の申請団体は、認可地縁団体でなければなりません。

②負担金事業の場合

負担金事業で行う場合の地元負担については、対象となる事業費の3分の1となります。

(対象経費は、次の費用の合計金額)

- 建築物本体工事
- 設計、監理業務委託費

(5) 国県等の公共工事により移転新築する場合

補助基準額や補助率、補助対象経費等が上記の場合と異なりますので、別途、市民課までお問合せ下さい。

ただし、この場合も要望書の提出期限は令和7年10月31日(金)です。

②改修事業

(1) 事業の種類

- ①補修及びバリアフリー化事業(新築から15年を経過した集会施設を補修する事業、既存の集会施設のバリアフリー化事業)

②耐震改修事業（既存の集会施設の耐震改修）

③風水害復旧事業（既存の集会施設が風水害等により、り災した場合の復旧事業）

（2）補助率及び限度額

①補修及びバリアフリー化事業

地元が事業主体となって補修等を実施していただき、対象経費の2分の1（上限85万円）を美作市が補助する事業です。ただし、令和3年度以降に補助を受けた施設については補助対象外となります。

②耐震改修事業 及び ③風水害復旧作業

地元が事業主体となって補修工事等を実施していただき、対象経費の2分の1（上限170万円）を美作市が補助する事業です。

※②の耐震改修事業については、事前に集会施設等の耐震診断を受けていただき、申請時には、耐震診断の結果がわかる書類の添付が必要となります。なお、木造集会所等の耐震診断については美作市役所都市住宅課で補助制度がありますので、耐震診断を検討される際にはお問合せください。

（3）次の点にご注意ください。

◆新築整備事業との併用はできません。

◆消耗品、備品等（机、いす等）は補助対象となりません。

◆エアコン設置は補助対象となります。

◆本補助事業は施設本体について補修する内容のものが補助対象となります。

◆補修及びバリアフリー化事業の補助の交付を受けた集会施設は、次年度から起算して5年間は補助を受けることはできません。

◆補助対象事業費の総額が市内施行業者へ委託する場合は10万円以上、自分たちで直接修繕を行う場合の原材料費は、5万円以上で補助対象となります。

③解体事業

（1）事業の種類

①除却事業・・・既存の集会施設の解体撤去事業

※新築後22年以上経過した集会施設が対象です。

※公共事業による移転新築の場合の既存建物の解体については対象外となります。

（2）補助率及び限度額

地元が事業主体となって解体を実施していただき、対象経費（集会施設本体の解体撤去に直接要する費用）の2分の1（上限85万円）を美作市が補助する事業です。

（3）その他

本申請の際には、総会で承認された議事録の他に、解体後の跡地利用の予定についても

計画書等を提出してください。

なお、跡地の利用について制限はありませんので、個人所有の土地の場合、土地所有者へ返還する予定でも補助金の利用は可能です。

④敷地等除却改修事業

(1) 事業の種類

- ①敷地等除却改修事業・・・コミュニティハウス等集会施設の敷地の改修、当該敷地内
工作物の改修、撤去を行う事業
(集会施設の敷地でなければ補助対象とはなりません。)

(2) 補助率及び限度額

地元が事業主体となって集会施設の敷地、当該敷地内の工作物の改修または撤去を実施していただき、対象経費の2分の1(上限85万円)を美作市が補助する事業です。

(3) その他

本申請の際には、総会で承認された議事録を提出してください。

補助対象事業費の総額が市内施行業者へ委託する場合は10万円以上、自分たちで直接修繕を行う場合の原材料費は、5万円以上で助対象となります。

以上が各事業についての概要となります。

各事業ともあらかじめ、区長より要望書を提出していただく必要がありますので、よろしくお願いいたします。

(4) コミュニティハウス等集会施設整備事業補助金限度額等要綱改正前後表

補助対象事業	改正前	改正後
補修又はバリアフリー化事業	限度額50万円	限度額85万円
耐震改修事業	限度額100万円	限度額170万円
風水害復旧事業	限度額100万円	限度額170万円
除却事業	限度額50万円	限度額85万円
新築事業	補助基準額17万円/㎡	補助基準額22万円/㎡

連絡事項

令和8年度において集会施設等の新築、補修、解体、敷地等除却改修の要望がある地区は、令和7年10月31日(金)必着で、要望書に必要事項を記入のうえ、「市民課」又は「各総合支所地域福祉係」までご提出ください。

なお、提出期限を過ぎたものや、年度途中での要望については、令和9年度以降での対

応となりますので、ご注意ください。

新築、補修、解体、敷地等除却改修ともに要望書を受理した段階で、補助金交付を確約するものではありません。

また、事業の発注及び事業着手が可能となるのは、補助金の交付決定後です。

事前の着工は認められませんのでご注意ください。

対象地区については、予算確定後の令和8年4月に内示という形でお知らせいたします。

その後、本申請を提出いただくこととなります。

なお、4月以降にご提出いただく本申請の際には、地元の総会等で補助申請を行う旨を議決した議事録の写しを提出いただく必要がありますので、よろしく願いいたします。